

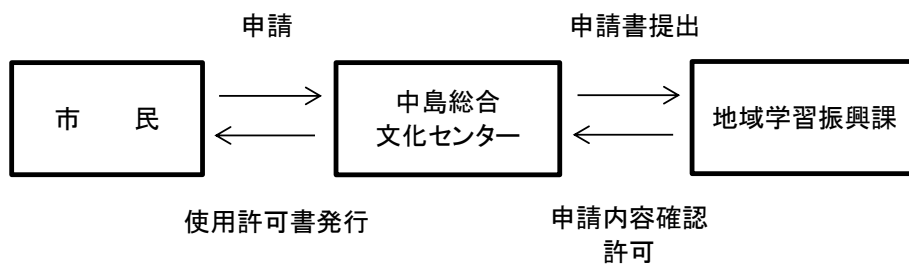
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	松山市中島総合文化センターの使用許可	
処 分 の 概 要	松山市中島総合文化センターの使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市中島総合文化センター条例（平成16年条例第49号）	
条 項	第5条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間	即日	
所管課での処理期間	即日～7日	
標準処理期間	計 即日～7日	
審査基準		
<p>松山市中島総合文化センター条例第7条、第8条の各号に該当しないことを基準とする。</p>		
<p><b>【根拠法令等】</b>                  松山市中島総合文化センター条例</p> <p>(使用の許可)                  第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。                  2 教育委員会は、前項の許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)                  第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。                  (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。                  (2) 施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を 毀き損し、又は滅失するおそれがあるとき。                  (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)                  第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。                  (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。                  (2) 使用許可の条件に違反したとき。                  (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。                  (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。                  2 前項の処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。